山形銀行 Web 口座特約

1. (特約の適用範囲)

山形銀行 Web 口座は、個人のお客さま専用の通帳を発行しない普通預金口座または総合口座をいい、この特約は、Web 口座を利用するにあたり適用される事項を定めます。この特約は、「普通預金規定」および「総合口座取引規定」の一部を構成するとともに、同規定と一体として取り扱われるものとします。

2. (キャッシュカードの発行)

Web 口座は、キャッシュカードの発行を必須とします。

3. (インターネットバンキング利用口座への登録)

Web 口座は、やまぎんインターネットバンキング(以下「インターネットバンキング」という)の利用口座への登録を必須とします。

4. (お取引明細の取扱い)

Web 口座の取引履歴、定期預金明細は、インターネットバンキングにてお客さま自身が照会することとし、定期的なお取引明細は発行しません。

5. (口座開設時の Web 口座の開設)

普通預金口座または総合口座の開設にあたっては、当行所定の申込書より、有通帳口座のほか、Web 口座を選択できるものとします。

6. (Web 口座普通預金の預入れ、払戻し、解約等)

- (1) Web 口座普通預金の預入れ、払戻しは、インターネットバンキングまたは ATM でお客さま自身が行うこととします。
- (2) ただし、窓口にて Web 口座普通預金の預入れ、払戻し、解約をするときは、通帳の提出に代えて、キャッシュカードおよびご本人を確認できる当行所定の資料を提出してください。
- (3) 普通預金有通帳口座または総合口座有通帳口座において通帳の提出が必要な取引を行う場合は、通帳の提出に代えて、キャッシュカードおよびご本人を確認できる当行所定の資料を提出してください。この場合の取引において取引明細等は発行しませんので、インターネットバンキングによりご確認ください。

7. (Web 口座総合定期預金の取扱い)

- (1) Web 総合口座取引における定期預金口座は Web 口座にて取扱います。当該定期預金の預入れおよび満期解約のお取引はインターネットバンキングでお客さま自身が行うごととします。
- (2) ただし、窓口にて Web 口座総合口座定期預金の預入れ、払戻し、解約、書替継続をするときは、通帳の提出に代えて、キャッシュカードおよびご本人を確認できる当行所定の資料を提出してください。
- (3) 当該定期預金口座はATMによるお取引はできません。

8. (有通帳口座から Web 口座への切替え)

- (1) 窓口にて既存の普通預金有通帳口座または総合口座有通帳口座を Web 口座へ切替えるときは、当行所定の切替申込書に届出の印章により記名押印して、同申込書を通帳とともに提出してください。総合口座取引における定期預金口座についても、Web 口座に切替えるものとします。
- (2) 切替え手続きの完了後は、切替え口座の発行済みの通帳は一切ご利用できません。
- (3) 申込希望口座の通帳、キャッシュカード、印章の喪失の届出がある場合は、お申込みできません。

9. (Web 口座から有通帳口座への切替え)

- (1) Web 口座を普通預金有通帳口座または総合口座有通帳口座へ切替えるときは、当行所定の切替申込書に届出の印章により記名押印して、同申込書をキャッシュカードおよびご本人を確認出来る当行所定の資料とともに窓口へ提出してください。
- (2) 有通帳口座への切替えにあたっては、当行所定の手数料をいただきます。

10. (印鑑票の届出)

口座開設時に印章の届出がない方で、届出の印章が必要な取引を行う場合は、当行所定の手続きにより印章の届出が必要になります。

11. (特約等の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の金融状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法により、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。



12. (規定の準用)

キャッシュカードおよびインターネットバンキングについて本特約に定めのない事項については、キャッシュカード規定、IC キャッシュカード特約、ハイブリッドカード規定、インターネットバンキング利用規定、やまぎんデビットカード取引規定により取扱います。

以 上

(2022年1月27日 現在)

